

税理士法人 絆 新田事務所

〒862-0954 熊本市中央区神水1-15-45 TKビル
TEL 096-285-3301 FAX 096-285-3302
mailto: info@kizuna-n.com URL http://www.kizuna-n.com



今月の
知っ得
コラム

▶ ポイントカード・金券の
利用について考える

いよいよ、すごしやすい季節となり…というか、最近は若干寒くて目が覚めてしまうくらいですが、みなさまいかがおすごでしょうか。

寒いのは嫌いな私ですが、布団は冷たくないと思いたいで（矛盾してますが…笑）、
昨年一度も毛布は使用していません。もちろん、湯たんぽ、電気毛布なんぞもってのほか！
とにかく布団に入った瞬間は「冷たっ！」と思うくらいが好きなの米岡です…（*^_^*）

さて、ここ数年秋をゆっくり満喫する前に冬になってしまっているような気もしますが…
秋と言えば、『○○の秋』とよく言います。皆様は、何を思い浮かべますか？

食欲？ 読書？ 芸術？ スポーツ？ 行楽？

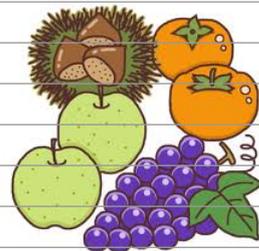
色々あって、ひとつに絞るのは難しいですが、私はやはり…食欲です！
美味しいものを食べると、本当に元気ですよね～（笑）…特に女子はそうなのかもしれません！

しかし！！その食欲のおかげで、毎年秋から冬にかけてひとまわり大きくなってしまいます。

今年こそは現状維持…

いや、しっかり食べて、しっかり動いて、若干マイナスくらいを目指して行きたいと思っていますところ。

（米岡 里美）



Check!

＼ 知っ得コラム /

ポイントカード・金券の利用について考える

近年、家電量販店等で利用されているポイントカードサービスが様々な分野で普及し、ポイントを利用して買い物をする機会が増えてきました。

これらは、顧客にとっては貯める楽しみと物品等への交換に期待を持つことができ、店舗側にとっては顧客の固定化と販売促進の効果を得られる仕組みとなっています。

今回は、ポイントカードや金券の利用について考えてみたいと思います。

《ポイントカード・金券の種類》

ポイントカードや金券は大きく2つの種類に分けられます。

1) 即時利用型

- …ポイントの残高にかかわらず、ポイント取得時点ですぐに次のサービスに充当可能なもの。
- …金品引換券等1枚でも金券や物品等と交換することができるもの。

2) 蓄積型

- …購入金額に応じてポイントが蓄積され、ある一定の数量を蓄積した時点で初めて、次回以降のサービスにポイントの充当が可能又は金品引換券等を受領可能なもの。

《ポイントカード・金券の税務》

ポイントカードや金券は、その種類によって税務処理が異なります。

[原則]…ポイントカードの利用又は金券や物品等への引換があった時（事業年度）において、その利用金額や物品等の対価に相当する金額が損金になります。

例えば、前期に渡した金品引換券等を当期に物品等と交換した場合には、その物品等の金額が当期（引換時）の損金（経費）になるということです。

[例外]…1枚や1点だけでも利用が可能な場合は、未利用分も未払計上により損金算入が可能です。

具体的には、金品引換券等が販売価額等に応じて表示され、1枚でも物品等への交換が可能な場合は、実質的に債務が確定していると判断出来るため、次の算式により算出した金額を損金とすることが可能です。

算式：1枚（1点）あたりの物品等の額×その事業年度において未引換分の枚数（点数）

《ポイントカードの利用を考える》

販売や顧客管理では、「20：80のパレートの法則」が働くと言われています。
全顧客の20%が全体売上の80%をもたらしているというものです。

ポイントカード等の利用は、企業の利益向上に貢献する優良顧客の識別が可能になり、その20%の顧客に対して販売努力を集中することが出来ます。

現金値引はその場の一度限りですが、値引率の何%かをポイント制とし、次回の利用とすることで、顧客維持や買上額を高めるといった販売促進へ繋げていくこともできるでしょう。

小売店等でポイントシステムを利用していない場合は、ポイントカードや金券の活用を検討してみたいか、いかがでしょうか？

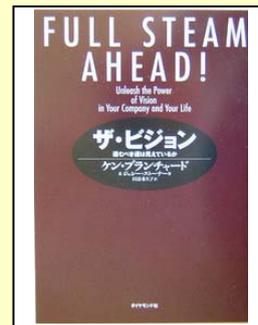
(森 妙子)

～本の中の素敵な言葉～

個人でも組織でも意義ある「目的」や「価値観」がはっきりとし、共有されている場合とそうでない場合とでは、日々の業務水準や将来の到達地点で大きな差異が生じてくるでしょう。

『ビジョン』、『目的』、『価値観』の大切さと作り方、維持方法がひとつの物語形式でわかりやすく解説されています。

(新田 哲也)



『ザ・ビジョン』
ケン・ブランチャード
ダイヤモンド社

「価値観とは、ある種の特質を好ましいと考える、深い信念のことである。自分にとって何が正しく、何が大切かは、その人の『価値観』によって決まる。私たちは、『価値観』を目安にして判断や行動を選択していく」

P76

「目的」が「なぜ」を説明するものとしたら、「価値観」は「目的」達成への道筋を示すものである。つまり、「目的を達成するために、日々どのように行動すればよいか」を教えてくれるものなのだ。

P76

ステイブ・ジョブズが、すべてのデスクにコンピュータが乗っているところをイメージしたように、それはきわめて鮮烈なイメージであり、「ナンバーワンになる」とか選ばれる提供者になるといったあいまいな概念ではない。こうした漠然とした言い方では、方向性をはっきり示すことはできないのだ。

P96

最終結果に到達するプロセスではなく、最終結果そのものに焦点を絞ったとき、イメージの力は効果を発揮する。

P109

「過去に学び、未来に備え、今を生きよ。言い換えれば、今この瞬間から、ビジョンを生きよ」

P129

心の余裕ができたなら、社会にお返しをすることを考えよう。ビジョンとは、自分さえよければいいのではない。私たちはみな、この世界でともに生きているのだから。

P201

今月の勝手におすすめ

大声を出して！悪いものを出す？

体に溜まった「悪いもの」を体外に出す。体には、そんな作用があります。悪いものを食べると吐き出す。下痢をして出そうとする。便、尿、汗として出す。これらは、体が自ら悪いものを出そうとする大切な防衛反応です。

ということで、「大声を出す」ことも一つの方法のようです。大声を出すと横隔膜の上下運動が激しく促進され、それに伴って胃や腸、さらに肝臓などの内臓にマッサージ効果が起こり動きも血行もよくなるそうです。そして、体もぐっと温まります。

寒いとき、体の調子がいまいちのとき、普段出さないような大きな声をだしてみてもいいでしょうか。くれぐれも、ご近所迷惑にならないようご注意ください(笑)

(米岡 里美)





Q 数年前に取引した売上先が、再三の催促にもかかわらず売上金を支払ってくれません。今期は黒字決算で終えそうなので、その売上先への債権を貸倒損失としたいのですが、税法上、気を付けておくべき点はありますか？

A 法人税法上、貸倒損失の計上は簡単には認められず、一定要件に該当する必要があります。税法では、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額」について貸倒損失に計上することを認めています。

書面で債務免除額を明らかにし、内容証明で郵送することは簡単ですが、前段の債務者の資産状況が相当期間、債務超過か否かを把握することは通常は困難だと思われます。相手先に支払能力があるにも関わらず債務免除を行ってしまうと、相手先に対する贈与として寄附金認定されることもありますので貸倒損失の計上は慎重に行ってください。 (新田 哲也)

**編集
後記**

- 読書の秋、美味しい食物の秋、ランニングの秋、ゴルフの秋、釣りの秋、仕事の秋、家族で遊ぶ秋、たまに水泳の秋、次女の運動会の秋、、、いいね!(^^) (新田 哲也)
- 十数年以上使用している鏡(全身映るやつです)が、細く見えるタイプだという事に今日、気が付きました。だまされてた!(>_<)……でも、食欲の秋の前に気づけてよかったのかも(^_-) (森 妙子)
- 食欲の秋でもあります、もちろん米岡は年がら年中「スポーツの季節」でございます(^^;)先日、久々のサーフィン!からの筋トレ!毎月バレーの試合に練習試合!ふう~ちょっと休みも必要のようです(笑) (米岡 里美)

税理士法人 絆 新田事務所

「数字を経営に役立てることはできないか」「もっと提案型の会計事務所はないのか」「万全の状態での決算に臨みたい」、
税理士法人 絆 新田事務所は、お客様の永続発展のために、プロとしてのお仕事をさせていただきます。
お客様の夢や理想を聞かせて下さい。私たちが精一杯お手伝いさせていただきます。

ご相談はお気軽に… ☎ **0120-743-745** または、✉ **info@kizuna-n.com**

絆の絆のご感想もお待ちしております

創業 5 年未満の熊本の経営者向け 経営のノウハウが トータルで学べます!

- 会社経営 5 年未満の経営者・起業家の方
 - 経営者候補の方 ○幹部候補の方
- 経営のお悩みに各士業、専門家が分かり易くお応えします。

経営を学ぼう! **熊本の経営者塾**
主催：税理士法人 絆 新田事務所

詳しくは Web へ ▶▶▶

または、**096-285-3301** (税理士法人 絆 新田事務所 :米岡) までお気軽にお電話ください。